

財契第 126 号

平成 31 年 3 月 11 日

事業者各位

枚方市財務部契約課長

平成 31 年度 入札・契約制度について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改革を行ってきました。

平成 31 年度については入札・契約制度の改正は行いませんが、平成 31 年 4 月より請負工事下請業者に対する社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入の義務化による元請業者への措置及び業務委託（建設コンサルタント等含む）受注業者に対する社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入の義務化による経過措置が実施されます。

については、昨年度お知らせしました概要を、再度下記のとおりお知らせいたします。

なお、事業者が事前に設計金額や予定価格等を探る行為などに関しては、これまでも厳正に対応してきたところですが、公正な入札・契約を阻害するような行為に関しては、公正取引委員会及び警察当局への通報や指名停止措置等の措置を行うなど、今後も引き続き厳正な対応を図っていきます。

記

【改正内容】

（1）請負工事下請業者に対する社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入の義務化について

国土交通省中央建設業審議会からの勧告を受け、社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図り、事業者の持続的な発展に資するため、以下の取組みを実施します。

<内容>

本市が発注する建設工事の元請業者に対し、社会保険に未加入である建設業者を一次下請業者とするのを原則として禁止します。ただし、法令による加入義務がない事業者は除きます。

<加入が確認できない場合における元請業者に対する措置>

- ① 元請業者に対して 1 ヶ月の指名停止措置を行います。
- ② 指名停止措置に伴い工事成績評定から 6 点を減点します。

《実施時期》

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 業務委託（建設コンサルタント等含む）受注業者に対する社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入の義務化について

企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図り、事業者の持続的な発展に資するため、以下の取組みを実施します。

<内容>

業務委託競争入札参加資格申請時に、社会保険の加入を義務付けます。ただし、法令による加入義務がない事業者は除きます。

<加入が確認できない場合における事業者に対する措置>

社会保険の加入が確認できない当該事業者については、本市への業者登録ができないものとします。

《実施時期》

4年毎に迎える、委託業務にかかる競争入札参加資格申請の更新時期である平成33年4月1日から実施します。ただし、本改正が実施される平成33年4月1日までの間は経過措置として、現行の登録業者に対し、平成31年4月1日以降、社会保険加入状況申出書の提出を求め、その結果、法令による加入義務がない場合を除き、加入の確認ができなかった登録業者に対しては、平成31年10月1日から入札に参加できないものとします。

以上